

# 県庁通り及び水の手筋のパーキング・チケット廃止後の交通規制について

～ 警察からのお知らせ ～



## ○ 県庁通り：貨物駐車可規制の設置 3箇所（令和6年3月4日から）

貨物車両の需要を鑑みて、県庁通りへ3箇所、集配等のため貨物車が駐車可能となる枠を設置します。

- ・ 駐車可能時間：9時から19時まで
- ・ 駐車可能対象車両：貨物集配中の最大積載量3トン以下の貨物車に限る

## ○ 水の手筋：タクシー規制の設置（駐車禁止の対象からタクシーを除くもの）

市内中心部大型集客施設利用者等に対するタクシー需要を鑑みて、水の手筋（京橋地内）へ客待ちタクシーが駐車できる規制を設置します。

- ・ 駐車可能時間：9時から22時まで
- ・ 駐車可能規制対象：タクシーの客待ちを除く

駐車禁止規制が設けられているため、上記の場所以外は、自動車を駐車することはできません。